

男女共同参画基本計画の方向の比較

資料6

|                                 | 北九州市<br>第4次<br>(R1年度～)           | 国<br>第5次<br>(R2年度～)                            | 福岡県<br>第5次<br>(R3年度～)                            | 福岡市<br>第4次<br>(R3年度～)                      |  |
|---------------------------------|----------------------------------|--|--|--|--|
| 計画の柱                            | I<br>あらゆる分野の方針決定への女性の参画拡大        | 1 企業・地域等の方針決定過程への女性の参画拡大                       | III) 地域における男女共同参画の推進                             | I-3) 地域・家庭・社会活動における男女共同参画の推進               | V-2) 地域活動の方針決定過程への女性の参画推進  |
|                                 |                                  | 2 市の方針決定過程への女性の参画拡大                            | I) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大                            | I-4) 様々な政策・方針決定過程への女性の参画推進                 | V-1) 地域活動の方針決定過程への女性の参画促進  |
|                                 | II<br>女性が活躍しやすい経済社会の実現           | 1 女性の就業・起業支援                                   | II) 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和                    | I-1) 働く場における女性の活躍推進                        | IV-2) 女性の就業・起業支援   |
|                                 |                                  | 2 企業における女性活躍の推進                                |  | I-1) 働く場における女性の活躍推進                        | IV-1) 働く場における女性活躍推進の支援   |
|                                 | III<br>仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 | 1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現                        |  | I-2) 働き方改革、仕事と生活の両立                        | III-1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進   |
|                                 |                                  | 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実                 | IX) 各種制度等の整備                                     |  | III-2) 子育て・介護支援の充実   |
|                                 | IV<br>男女共同参画意識が浸透した社会の実現         | 1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の推進                         | III) 地域における男女共同参画の推進<br>XI) 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献 | III-1) 男女共同参画社会の実現に向けた男女双方の意識改革            | I-2) 男女共同参画推進センター等からの啓発・学習の全市的展開<br>I-3) 地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援<br>I-5) 国際理解・交流の推進 |
|                                 |                                  | 2 男性にとっての男女共同参画の推進                             |  | I-3) 地域・家庭・社会活動における男女共同参画の推進               | III-1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進   |
|                                 |                                  | 3 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進                         | X) 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進                   | III-2) 学校教育における男女共同参画の推進                   | I-1) 男女平等教育の推進   |
|                                 |                                  | 4 防災における男女共同参画の推進                              | VIII) 防災・復興・環境問題における男女共同参画の推進                    | II-4) 防災・復興における男女共同参画の推進                   | I-4) 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進  |
| V<br>女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現 | 1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援(DV対策基本計画)  | V) 女性に対するあらゆる暴力の根絶                             | II-1) 人権を侵害する暴力の根絶                               | II-1) 配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止             |  |
|                                 | 2 ハラスメント及び性犯罪等の防止                |  |  | II-2) セクシャル・ハラスメント等及び性犯罪の防止                |  |
|                                 | 3 生涯を通じた女性の健康支援                  | VII) 生涯を通じた健康支援                                | II-3) 生涯を通じた男女の健康支援                              | II-3) 生涯にわたる健康支援                           |  |
|                                 | 4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援           | VI) 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 | II-2) 生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援                    | II-5) 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 |  |
| その他                             | —                                | IV) 科学技術・学術における男女共同参画の推進                       |  | II-4) 性の多様性が尊重される環境づくり                     |  |

男女共同参画基本計画の方向の比較

資料6

|      | 北九州市<br>(R1年度～)                  | 川崎市<br>第5期<br>(R4年度～7年)         | 堺市<br>第5期<br>(R4年度～8年)                   | 岡山市<br>第5次<br>(R4年度～8年)   | 大阪市<br>第3次<br>(R3年度～7年)  | 名古屋市<br>(R3年度～7年)                                     | 京都市<br>第5次<br>(R3年度～7年)  | 横浜市<br>第5次<br>(R3年度～7年)               | 神戸市<br>第5次<br>(R3年度～7年)                         | 仙台市<br>第5次<br>(R3年度～7年)  | 広島市<br>第3次<br>(R3年度～7年)   | 新潟市<br>第4次<br>(R3年度～7年)   |                                    |                           |
|------|----------------------------------|---------------------------------|--|---|--|---|--|---------------------------------------|---|--|---|---|------------------------------------|---------------------------|
| 計画の柱 | I<br>あらゆる分野の方針決定への女性の参画拡大        | 1 企業・地域等の方針決定過程への女性の参画拡大        | III) 政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大               | I-1) 意思決定過程への女性の参画推進<br>III-5) 地域活動における男女共同参画の推進                                      | IX) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大   | II) 地域における女性の参画拡大                                     | III) 地域社会における女性の方針決定過程への参画拡大<br>IV) 企業における女性の方針決定過程への参画拡大  | II) 女性活躍の推進                           | I) 働きたい・働き続けたい女性の活躍推進                           | I-1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大  | II) 政策・方針決定過程への女性の参画  | I-2) 市の関係団体などにおける方針決定過程等への女性の参画の推進  | II-2) 企業・団体・地域等における女性の参画の推進        |                           |
|      |                                  | 2 市の方針決定過程への女性の参画拡大             | II) 男女共同参画の視点に立った施策の推進                   | I-1) 意思決定過程への女性の参画推進  | IX) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大   |   | XII) 市政等における女性の方針決定過程への参画推進  | II) 女性活躍の推進                           | III) 市役所における女性活躍・男女共同参画と働き方改革                   | IV-1) 市政全般への男女共同参画・女性活躍の視点の浸透  | II) 政策・方針決定過程への女性の参画  | I-1) 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大  | II-1) 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡充        |                           |
|      | II<br>女性が活躍しやすい経済社会の実現           | 1 女性の就業・起業支援                    | IV) 働く女性・働きたい女性へのキャリア形成支援                | I-3) 女性の就業機会の拡大   | VI) 働く場における女性活躍の推進   | I) 雇用等における女性の活躍推進とワーク・ライフ・バランス                        | IV) 働く場における女性の活躍推進   | II) 女性活躍の推進                           | I) 働きたい・働き続けたい女性の活躍推進                           | I-2) 働きたい女性・働き続けたい女性への支援の充実  | I) あらゆる分野における女性の多様な力の発揮   | I-1) 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大  | II-1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保      |                           |
|      |                                  | 2 企業における女性活躍の推進                 | VII) 女性活躍や働き方改革に向けた企業の取組の推進              | I-2) 女性の活躍を支える環境の整備   | VII) 働く場における女性活躍の推進  | I) 雇用等における女性の活躍推進とワーク・ライフ・バランス                        | IV) 雇用主及び労働者(管理職・従業員等)への男女平等に向けた啓発   | II) 女性活躍の推進                           |   | I-1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大   | I) あらゆる分野における女性の多様な力の発揮   | II-6) 女性の参画が少ない分野における男女共同参画の推進  | III-3) 女性の個性と能力の発揮への支援             |                           |
|      | III<br>仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 | 1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現         | V) 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた環境づくり | I-4) ワーク・ライフ・バランスの推進  | VII) ワーク・ライフ・バランスの推進   |   | IV) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた家庭生活への支援  | I) 仕事と生活の調和と、男性の家庭生活への参画推進            | II) 誰もが働きやすい職場づくりや社会環境づくり                       | II-2) ワーク・ライフ・バランスの実現、多様で柔軟な働き方の推進   | III) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現  | II-2) 職業生活と家庭生活の両立に向けた職場環境の整備   | IV-1) 仕事と生活の調和に向けた意識の啓発            |                           |
|      |                                  | 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実  | VI) 家庭生活への男性の参画推進                        | I-5) 育児・子育て・介護支援の充実   | VII) ワーク・ライフ・バランスの推進   | VI) 男女の多様な選択を可能にする育児・介護の支援基盤の整備                       | IV) 仕事と子育て・介護との両立支援に向けた事業者への支援   | I) 仕事と生活の調和と、男性の家庭生活への参画推進            |   | II-1) 仕事と子育て等の両立支援の充実  | III) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現  | II-4) 子育てや介護等の支援の充実   | IV-2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等に関する支援 |                           |
|      | IV<br>男女共同参画意識が浸透した社会の実現         | 1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の推進          | I) 男女共同参画の理解の推進                          | III-4) 年齢や性別、障がいの有無、国籍、文化等の違いなど多様性の尊重と理解の促進・支援  | I) 男女共同参画についての理解の促進  | VII) 男女共同参画を推進する教育・啓発の充実<br>IX) 国際社会と協調した多様性に富んだ取組の推進 | VIII) 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発<br>X) 地域・家庭における男女平等参画に向けた学習の推進<br>XI) 地域活動における男女平等参画の推進   | VI) 人権尊重に向けた広報・啓発及び教育                 |   |  | VII) 男女共同参画を推進する学びと協働の充実  | II-1) 働く場における男女共同参画の推進  | I-1) 男女共同参画推進のための意識啓発              |                           |
|      |                                  |                                 | 2 男性にとっての男女共同参画の推進                       | I) 男女共同参画の理解の推進   | I-4) ワーク・ライフ・バランスの推進<br>II-2) 男性の意識改革の推進<br>III-3) 男性にとっての男女共同参画 | II) 固定的な性別役割分担意識の解消                                   |  | IX) 男性の家事・育児・介護等への参画促進                | I) 仕事と生活の調和と、男性の家庭生活への参画推進                      | VIII) 男性の働き方改革と家事・育児・介護への参画推進  | II-3) 男性が家事・育児・介護など家庭での責任を主体的に担うための取り組みの推進  | VI) 男性による男女共同参画の推進  | II-3) 男性にとっての男女共同参画の推進             | I-3) 男女共同参画に関する男性の理解の促進   |
|      |                                  | 3 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進          | I) 男女共同参画の理解の推進                          | II-1) 子どもの頃からのジェンダー平等教育の推進  | I) 男女共同参画についての理解の促進  | VII) 男女共同参画を推進する教育・啓発の充実                              | IX) 学校等における男女平等参画に向けた教育・学習の推進  | IX) 学校等における男女平等参画に向けた教育・学習の推進         | VI) 人権尊重に向けた広報・啓発及び教育                           | IX) 地域・教育における男女共同参画の推進   | IV-3) 男女共同参画の視点に立つ学校教育・生涯にわたる学習機会の充実  | III) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現  | V-4) 子どもの頃からの男女共同参画を推進する教育の充実      | I-1) 男女共同参画推進のための意識啓発     |
|      |                                  | 4 防災における男女共同参画の推進               | IX) 地域活動における男女共同参画の推進                    | III-6) 防災における男女共同参画の推進  | V) 災害対応における男女共同参画の促進   | VIII) 防災・復興における男女共同参画の推進                              | XI) 防災における男女平等参画の促進  | XI) 防災における男女平等参画の促進                   | III) 男女共同参画の視点での「市民力、地域力」の向上                    |  | III-7) 防災の分野での男女共同参画の推進   | I) あらゆる分野における女性の多様な力の発揮   | I-3) 防災・復興における女性の参画の拡大             | II-3) 防災における男女共同参画の推進     |
|      | V<br>女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現  | 1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援(DV対策基本計画) | VIII) 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援            | IV-1) 暴力を許さない意識の醸成<br>IV-4) 被害者の自立支援と生活支援   | VI) DVや性暴力・性犯罪の防止と被害者支援  | III) 女性に対するあらゆる暴力の根絶                                  | II) 配偶者や交際相手からの暴力の予防啓発<br>III) 配偶者や交際相手からの暴力の被害者支援   | IV) DV対策の強化とあらゆる暴力の根絶                 | IV) DV防止とあらゆる暴力の根絶                              | III-1) DVのさらなる予防啓発と被害者に寄り添った着実な支援<br>III-2) 人権の尊重  | IV) 配偶者等からの暴力(DV)や性暴力の根絶、性と健康への理解と支援の促進   | IV-1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶のための認識の徹底と対応<br>IV-2) 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援                 | VI-1) DVの根絶とDV被害者への総合的な支援体制づくり     |                           |
|      |                                  | 2 ハラスメント及び性犯罪等の防止               |  | IV-6) セクシャル・ハラスメントの防止<br>IV-7) 性暴力対策の推進   | VI) DVや性暴力・性犯罪の防止と被害者支援  |   |  | IV) DV対策の強化とあらゆる暴力の根絶                 |   | IV) 配偶者等からの暴力(DV)や性暴力の根絶、性と健康への理解と支援の促進  | IV-3) セクシャル・ハラスメントの防止と被害者への支援の充実<br>IV-4) 女性や子どもに対する性犯罪・性暴力、売買春などの根絶に向けた対策の推進   | VI-2) セクシャル・ハラスメント、女性に対する暴力防止対策の推進<br>IV-3) ハラスメントのない職場の実現                      |                                    |                           |
|      |                                  | 3 生涯を通じた女性の健康支援                 | XI) 生涯を通じた健康支援                           | III-1) 生涯にわたる健康支援   | III) 生涯を通じた健康支援  | IV) 生涯を通じた健康支援  | IV) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルズ/ライツ)の尊重と生涯を通じた女性の健康支援   | VI) 様々な困難を抱える人々(貧困、ひとり親、障がい、外国人等)への支援 | VII) 性に関する理解・尊重と、心と体の健康づくり                      | VI) ライフステージに応じた女性の健康支援   | III-5) 生涯を通じた女性等の健康保持・増進  | IV) 配偶者等からの暴力(DV)や性暴力の根絶、性と健康への理解と支援の促進   | V-2) 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進         |                           |
|      |                                  | 4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援          | X) 男女共同参画の視点に立った貧困など複合的な困難に対する支援         | III-2) 女性や子ども、高齢者等が自立と安定した生活を送るための支援  | IV) 困難を抱える女性への支援   | V) 生活上の困難に直面するあらゆる女性等が安心して暮らせるための支援                   | V) 生活上の困難に直面するあらゆる女性等が安心して暮らせるための支援  | V) さまざまな困難を抱える方への支援                   | V) さまざまな困難を抱える方への支援                             | V) 困難を抱えた女性への自立支援  | III-3) 貧困など生活上の困難への支援   | V) 貧困などの困難に対する支援と障害の有無や性のあり方など一人ひとりの多様性の尊重を通じた地域共生社会づくり                         | III-1) 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備  | VI-3) 貧困等生活上の困難を抱える女性への支援 |
|      | その他                              |                                 |  | II-3) 広報・啓発による理解の促進<br>IV-2) 相談体制の整備及び連携体制の構築<br>IV-3) 被害者の安全確保の徹底<br>IV-5) 子どもへの虐待防止 |  |   | I) 性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発<br>V) メディア社会における性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発<br>VII) 多様な生き方(ひとり親、事実婚、単身世帯、性的少数者(セクシャル・マイノリティ)等)への理解促進<br>XI) 男女平等参画推進のための調査研究及び情報収集・提供<br>②高齢期における男女の就業・社会参画支援 |                                       | VII) 多様な性のあり方への支援と理解の促進<br>X) 広報・啓発による意識改革と機運醸成 | I-3) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び各種ハラスメントの防止<br>III-4) 高齢者、障がい者、外国人への支援<br>III-6) 妊娠・出産などに関する健康支援・啓発教育<br>IV-2) 広報・啓発による理解の促進<br>IV-4) 国際社会と協調した取り組みへの理解の促進 | III-3) 性と生殖に関する健康と権利の浸透<br>V-1) 互いの人権を尊重し合う教育や啓発の促進<br>V-2) 男女共同参画推進拠点施設における取組の推進<br>V-3) 男女共同参画の視点からの広報・啓発活動の推進<br>V-5) 平和の発信と国際理解・国際協力の推進 | I-2) 社会制度・慣行等の見直しと意識の改革<br>III-2) 男女共同参画を推進する企業への支援<br>V-1) 性を理解・尊重するための啓発活動の推進 |                                    |                           |

## 資料6

| 相模原市<br>第3次<br>(R2年度～9年)                                | さいたま市<br>第4次<br>(R1年～5年)   | 熊本市<br>第2次<br>(R1年度～8年)  | 札幌市<br>第4次<br>(H30年度～4年)  | 浜松市<br>第3次<br>(H30年度～R6年)    | 千葉市<br>第4次<br>(H28年度～4年)  | 静岡市<br>第3次<br>(H27年度～4年)   |
|---|--|--|---|------------------------------|---|--|
| I-1) 多様な価値観の反映による男女共同参画の推進                              | III-2) あらゆる分野における女性の参画の拡大<br>V-1) 働く場における男女の均等待遇の推進  | VI) 政策・方針決定過程への女性の参画促進   | I-5) 地域における男女共同参画の推進  | IV) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大       | IV-3) 男女がともに担う地域社会づくり   | IV) 政策・方針決定の場への女性の参画拡大と女性の活躍の推進                                    |
|   | III-1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大<br>V-2) 女性の経済的自立に向けた取組の推進   | VII) 市役所における男女共同参画の推進<br>VIII) 女性の起業・就業支援                              | I-1) 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大<br>II-2) 女性の経済的自立の推進   | II) 労働の場における女性活躍の推進          | III-1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大<br>III-3) 自営の商工業や農林水産業の分野等における男女共同参画の推進  | IV) 政策・方針決定の場への女性の参画拡大と女性の活躍の推進<br>IV) 政策・方針決定の場への女性の参画拡大と女性の活躍の推進 |
| IV-1) 民間における女性のキャリア形成の支援                                |  | IX) 女性のキャリアアップ支援   | II-3) 女性の活躍に取り組む企業への支援  |                              | III-1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大  | IV) 政策・方針決定の場への女性の参画拡大と女性の活躍の推進                                    |
| IV-2) 男女がともに働きやすい環境づくり                                  | IV-1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進  | XI) 事業者と連携したワーク・ライフ・バランスの推進  | II-1) 雇用等における男女共同参画を推進するための環境整備   | I) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 | IV-1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進   | VI) 労働の場における男女共同参画の確立とワーク・ライフ・バランスの推進                              |
| IV-3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進                         | IV-2) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実   | X) 多様な働き方への理解を促す情報の提供<br>XI) 子育て・介護に関する支援                              | I-3) 男女が共に子育てや介護ができる環境の整備   | I) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 | IV-2) 男女がともに担う家庭生活づくり   | VII) 男女がともに子育てや介護に携わることができる環境の整備                                   |
| III-4) 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識の改革                      | II-1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し   | II) 男女共同参画への理解を広げる啓発・学習の充実   | I-2) 男女共同参画の視点に立った意識改革  | V) 学校、地域における男女共同参画の推進と国際的理解  | I-3) 男女共同参画を推進する民間団体との連携と支援   | I) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し  |
|   | II-2) 男性にとっての男女共同参画の推進<br>IV-3) 男性の家庭生活・地域活動への参画の推進  | ⑬家庭生活等仕事以外の生活への男性の参画支援   | I-2) 男女共同参画の視点に立った意識改革  | I) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 | IV-2) 男女がともに担う家庭生活づくり   | III) 男性にとっての男女共同参画の推進  |
| III-5) 教育・学習の場における男女の人権尊重と男女平等の推進                       | II-3) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実  | I) 児童・生徒の男女共同参画の意識を育む教育・学習の充実  | V-2) 男女共同参画の学習の推進   | V) 学校、地域における男女共同参画の推進と国際的理解  | I-1) 男女の個性と能力を伸ばす学校教育の推進  | II) 人権を尊重する教育の充実と国際理解の推進   |
| I-1) 多様な価値観の反映による男女共同参画の推進                              | VI-4) 男女共同参画の視点に立った防災分野における取組の推進   | IV) 男女共同参画の視点に基づく地域防災の推進と復興体制の確立                                       |   | V) 学校、地域における男女共同参画の推進と国際的理解  | IV-4) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立  | V) 地域における男女共同参画の推進   |
| V-1) DVに関する相談及び保護体制の充実<br>V-3) DV根絶に向けた取組の推進            | VII-1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶<br>VII-2) ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援   | ⑯DV相談体制の強化と被害者の自立支援  | IV-1) 暴力を許さない社会づくりの推進<br>IV-2) DVに関する総合的な支援体制の強化  | VII) 女性に対するあらゆる暴力の根絶         | II-1) 配偶者からの暴力の防止と被害への対応  | IX) 男女間のあらゆる暴力の根絶  |
|   | VII-1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶   | ⑰暴力(DV・セクハラ等)を許さない基盤づくり  |   |                              | II-2) セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等の防止と被害への対応  | IX) 男女間のあらゆる暴力の根絶  |
| II-3) 生涯を通じた健康保持増進への支援                                  | VI-3) 性に関する理解・尊重の取組の推進と生涯にわたる健康づくり   | ⑯生涯を通じた健康であるための支援  | III-1) 生涯を通じた男女の健康支援  | III) 生涯にわたる男女のこころと体の健康支援     | V-4) 生涯にわたる健康を支援する医療の充実   | X) 生涯を通じた男女の健康支援   |
| II-2) 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり<br>V-2) 関係機関・団体との連携・協力及び自立支援の充実 | VI-1) 困難を抱えた親子等が安心して暮らせる環境の整備  | ⑭貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備                                  |   | VI) 生活に困難を抱える男女への支援          | IV-5) ひとり親家庭等への支援   | VIII) 生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備                                  |
|   | I-1) 人権尊重・男女平等意識の啓発と調査・研究<br>I-2) 男女平等の国際的規範・基準の取り入れと周知<br>I-3) 市民・事業者との連携の推進<br>I-4) 男女共同参画推進センター機能の充実<br>II-4) メディアにおける男女共同参画の推進<br>VI-2) 高齢者、障害者、性的少数者(性的マイノリティ)、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 | III) 地域における男女共同参画の推進<br>V) 男女共同参画センターはあもにの機能充実<br>⑮性的マイノリティへの支援・社会参画促進 | I-4) 国際社会と連動した女性への支援<br>III-2) 多様な性のあり方への理解の促進と支援<br>IV-3) DV被害者の安全確保の徹底と自立生活再建のための支援体制の整備<br>IV-4) 性暴力に関する啓発と被害者の支援<br>V-3) 男女共同参画の活動拠点の充実 |                              | I-2) 家庭や地域における学習機会の充実<br>II-3) 国際的な視点に立った相互理解と連携の推進<br>III-2) 雇用の分野における男女共同参画の推進<br>V-1) 性や健康への理解の推進と健康づくり<br>V-2) LGBT(性的少数者)への理解促進と支援<br>V-3) 妊娠・出産期の父母への支援<br>V-5) 高齢者や障害者の自立支援と社会参加 |  |